

筑西広域市町村圏事務組合職員き章規程

昭和 57 年 5 月 20 日

訓令第 3 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(総則)

第 1 条 筑西広域市町村圏事務組合職員は、本組合の職員であることを表すため、職員き章（以下「き章」という。）を着用しなければならない。

(職員)

第 2 条 この規程で職員とは、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 46 年組合条例第 2 号）に規定する管理者の事務部局及び消防機関に勤務する職員（非常勤職員を除く。）をいう。

(き章の貸与)

第 3 条 き章は、筑西広域市町村圏事務組合職員（以下「職員」という。）に就任したときに貸与する。

(き章の制式)

第 4 条 き章の制式は別記様式第 1 号のとおりとする。

(着用位置)

第 5 条 き章の着用位置は、次の各号による。

- (1) 背広服、制服又はこれに類似する服装にあつては、左胸部の見返し部
- (2) 立えり服類にあつては左えり部
- (3) 前号以外の服装にあつては、左胸部の見易い所

(き章の再貸与)

第 6 条 き章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに所属長を経て、別記様式第 2 号により再貸与の願出をしなければならない。

2 前項の場合は実費を徴収する。ただし、事情によって免除することができる。

(禁止事項)

第 7 条 き章は、他人に貸与し、又は贈与してはならない。

(き章の返納)

第 8 条 職員が退職するときは、き章は返納しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

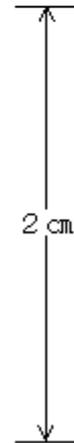
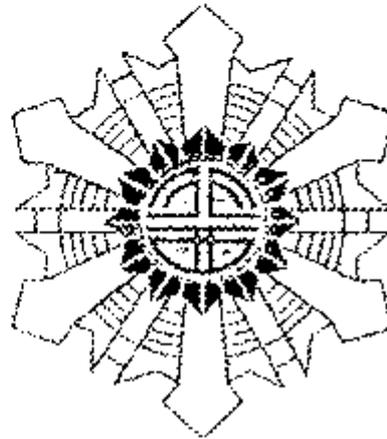
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号 (第4条関係)

(1) 一般職員



(2) 消防職員



別記様式第2号
(第6条関係)

職 員 き 章 再 貸 与 願

- 1 職員き章
- 2 再貸与事由

上記の事由により再貸与願いたく申請します。

年 月 日

所 属

職 氏

名 印

管 理 者 様